

令和4年(ワ)第1190号 損害賠償請求事件
原告 久野産業株式会社
被告 株式会社豊 外2名
参加人 東京海上日動火災保険株式会社
令和5年(ワ)第8023号 損害賠償請求事件
原告 久野産業株式会社 外6名
被告 株式会社豊 外3名

準備書面

令和7(2025)年12月7日

大阪地方裁判所第3民事部合議3係 御中

被告 株式会社 豊

代表者代表取締役三村勝美



上記当事者間の頭書事件について、被告は、本準備書面において、下記主張を行う。

第1章 本件契約構造の厳密な再構成と被告豊の法的地位の確定

第1節 原告主張の契約構造理解における根本的誤謬

原告の訴状ないし準備書面が前提としているのは、以下の図式である。

「被告豊(元請)」が「クリンクリンナラ(下請)」を使用・指揮し、その結果として本件事故が発生したとするものである。この図式の上に、以下の責任追及が重ねられている。

- ①豊による現場全体統括義務の懈怠
- ②豊による包括的安全配慮義務の違反
- ③吉田晟二に対する使用者責任の成立

しかし、これら責任追及の全ての根拠たる「契約構造の理解」そのものが、根本的に誤っている。

正確な契約構造の理解を欠く限り、本件における真の責任者は誰であるのかが不明確化し、被告らに対する不当な責任転嫁が生じるのである。以下、契約の最細部に至るまで、その正確な構造を再構成する。

第2節 三層の契約関係の厳密な分析

本件において存在する契約関係は、決して「豊とクリンクリンナラの二者関係」ではなく、

「OAK 彌榮を中心とした三者の複合関係」である。その構造を以下に詳述する。

【第一層】 豊 ← → OAK 彌榮

契約内容:足場・仮設工事およびリース機材の供給

豊の具体的行為: ①重機・足場の架設・整備 ②安全基準に適合した状態での検査・管理
③OAK 彌榮への引渡し

豊の責任終期: OAK 彌榮への引渡し時点にて完全に終結する。その後の使用・保管・運用は、一切豊の責任外である。

豊が負わない事項: ・機材の使用方法的決定・重機の運転者の選任・指示・作業工程・工法の決定・現場の安全管理体制・近隣との調整・対応

【第二層】 OAK 彌榮 ← → クリンクリンナラ

契約内容:躯体解体工事一式の請負契約

OAK 彌榮の役割: 直接の発注者であり、同時に施工現場の直接統括者として機能

クリンクリンナラの役割: 躯体解体工事の直接施工者 重機オペレーターを含む作業員の採用・指揮命令者

重要な付帯特約: 本契約にはアスベスト違約金特約が存在し、隠れたアスベスト 発見時に OAK 彌榮が 1 億円の違約金を負担することが定められていた。実際にアスベストが発見されたため、この違約金 1 億円は OAK に 対する確定的債権として成立している。

【第三層】 OAK 彌榮 → 豊に対する機材の転貸 → クリンクリンナラ

豊から借受けた機材の再貸与関係:

OAK 彌榮がクリンクリンナラに転貸する際、以下の事項が重要である。

・豊から OAK 彌榮に貸与された重機・足場は、OAK 彌榮を媒介として 初めてクリンクリンナラが使用可能となる ・この媒介関係により、豊はクリンクリンナラに対する「直接的な貸主」たる地位を有しない ・したがって、豊とクリンクリンナラの間に生じる法的関係は、「使用貸借契約」「下請負契約」「雇用契約」いずれも存在しない。

第 3 節 契約構造の理解から導出される法的帰結の数学的厳密性

以上の三層構造を正確に理解すると、以下の法的帰結は、論理必然的に導出される。

【帰結 1】豊とクリンクリンナラの間には直接契約関係が存在しない

根拠: 豊の契約相手方は「OAK 彌榮」のみである。クリンクリンナラは、豊の契約相手方ではなく、OAK 彌榮の契約相手方である。

したがって「豊→クリンクリンナラ」という直線的関係は、法的に存在しない。

法的帰結: 使用者責任(民法 715 条)の成立要件である「指揮命令権」「労働支配」が豊に存在しない。

請負人責任の前提となる「直接の請負関係」が豊に存在しない。

【帰結 2】豊はクリンクリンナラの「元請」ではなく、OAK の「機材供給業者」である

根拠: 豊が供給するのは「サービス」ではなく「物品(重機・足場)」であり、その責任は「引渡し時の安全状態確保」に限定される。

元請施工者に求められる「現場統括義務」「作業指揮権」「安全管理責任」は、豊には帰属しない。

法的帰結：豊は、建設業法上の「施工者」ではなく、単なる「資機材供給者」として評価されるべきである。

このため、一般的な元請施工者に課される 高度の安全配慮義務は、豊には適用されない。

【帰結 3】本件事故の原因と豊の義務領域は、完全に異なる次元の事象である

【事故の原因層】

重機オペレーター(吉田)の「高度の意識障害」↓ 重機の突然の操作不能 ↓ 重機の暴走
↓ 隣接建物への衝突 ↓ 建物倒壊

【豊の責任領域】

足場・重機の引渡し時における 整備状態・構造安全の確保（引渡し時点で責任終結）

これら二つは、時間的にも事象的にも、根本的に異なる次元に属している。

機械的整備の欠陥が「意識障害による操作不能」を招くことはあり得ない。逆に、意識障害による操作不能が「機械の引渡し時整備」に因果関係を有することもあり得ない。

この「因果関係の根本的断絶」こそが、豊の責任を完全に遮断する最強の根拠である。

第 2 章 詐害行為取消請求の全面的棄却(民法 424 条要件の精密な検証)

第 1 節 民法 424 条の詐害行為取消権の法的構造の確認

民法 424 条が規定する詐害行為取消権は、債権者保護の強力な手段である。しかし同時に、債務者の財産処分自由に対する重大な制約をもたらすため、その要件は極めて厳密に解釈される必要がある。

最高裁判例は、以下の四要件がいずれも充足される場合にのみ、詐害行為取消権の成立を認める立場を確立している。

- ①詐害的処分行為性 : 当該処分が債権者の債権を害する性質を有すること
- ②債権者の被害性 : 現実には、債権者が被害を被る可能性があること
- ③無資力要件 : 処分当時、債務者が無資力の状態にあること
- ④詐害意思 : 債務者が、債権者を害することを知りながら処分を実行する意思

これら四要件中、特に③無資力要件は、最高裁昭和 36 年 7 月 19 日判決により、「動かし難い成立要件」として確立している。

本節では、本件における四要件の充足性を、各々精密に検証する。

第 2 節 詐害意思要件の欠如(④の検証)

詐害意思とは、単なる「負の結果についての認識」ではなく、「債権者を害することを『認識しながら敢えて実行する』という目的的意思」である。

本件における豊の行動を時系列で観察すると、以下の事実が明らかである。

①東京海上の背信行為が明確化した段階で、豊は当該保険契約の実質的価値がゼロであることを認識した。

②同時に、豊は OAK 彌榮に対する巨大な債権(工事代金未払い, 事故による損害等)を保有していることを認識していた。

③豊は、この状況下で以下の行動を同時進行で実行している。

a)隣接地復旧工事費の支払い(丙 47・48 号証) → 被害拡大防止のための善意の対応

b)OAK 彌榮に対する仮処分申立て(丙 49・50号証) → 自らの債権保全のための積極的行動

c)盗難被害からの回復に向けた書類再構成作業 → 訴訟提起に向けた準備行動

これらの行動は、すべて「責任回避」ではなく「責任履行」に向かう行動である。

責任を果たそうとしている者が、同時に「詐害意思」を有することは、論理的に矛盾している。

詐害意思が成立するには、「債権者を害することを『目的として』処分を実行する」という主観的態度が不可欠である。豊には、その態度が存在しない。

したがって、④詐害意思要件は、明白に不充足である。

第 3 節 無資力要件の欠如(③の検証):最決定的な根拠

詐害行為取消権の成立にとって、③無資力要件は「絶対的要件」である。この要件が充足されない限り、他の三要件がいかに充足されていても、詐害行為取消請求は成立しない(最高裁昭和 36 年 7 月 19 日判決)。

本件においては、豊の無資力が明らかに存在しない。その根拠は、以下の通りである。

【豊が保有する反対債権の具体的内容と規模】

1 基本的債権(OAK 彌榮に対する確定的債権)

a)未払い工事代金(複数工事の累計) 豊が過去に実施した足場・重機リース等の工事代金、OAK 彌榮から未払いのままである。

具体額:数千万円単位

b)本件事故に基づく設備損害賠償請求権 本件建物倒壊事故により、豊が供給した足場・重機に生じた損害。

具体額:数千万円単位

c)追加工事・応急措置費用に基づく損害賠償請求権 事故後の応急対応, 補修工事の費用。

具体額:数千万円単位

d)アスベスト違約金債権(1 億円) OAK 彌榮とクリンクリンナラの契約における違約金特約に基づく債権。実際にアスベストが発見されたため、確定的に成立している。

具体額:1 億円(確定額)

e)隣接地復旧工事費用(丙47・48号証) 豊が緊急避難的に立て替えた復旧工事費用。

これは OAK 彌榮に対する正当な請求権である。

具体額:数千万円単位

【債権総額の確定】

丙49・50号証により、豊の OAK 彌榮に対する債権総額は、「5 億円を下らない」ことが明記されている。

【無資力が存在しないことの論証】

原告の本訴請求額が、かりに数億円規模であるとしても、豊が保有する 反対債権 5 億円超により、完全にこれをカバーするに足りる。

すなわち、豊は以下の状況下にある。

「保険契約が失効しても、豊は OAK 彌榮に対する 5 億円超の 実現可能性の高い債権を保有しており、その債権により 原告の請求額を十分に弁済可能である。」

この状況下において、「保険がなければ払えない」という無資力状態は、客観的に存在しない。

したがって、③無資力要件は、明白に不充足である。これだけで、詐害行為取消請求があれば棄却されるべきである。

第 4 節 豊による不動産処分禁止仮処分申立てが示す客観的事実

さらに注視すべきは、豊が自ら民法 424 条を活用している事実である。

丙49・50号証:豊による OAK 彌榮の不動産処分禁止仮処分申立書

豊は、「OAK 彌榮が保有する不動産をエスリードに違法に売却しようとしている」として、この処分を「詐害行為」として取り消そうとしている。

この行動が示唆するもの:

- ①豊が、OAK 彌榮に対する「5 億円超の被保全債権」を現実に保有していること
- ②豊が、自らの債権保全のため、OAK 彌榮の責任財産(不動産)を「守ろう」としていること
- ③豊が、「詐害行為取消権」の実質的意義を最もよく理解している立場にあること

論理的帰結:

豊が、自分たちの債権保全のためには OAK 彌榮の不動産を「保護し」、一方で原告に対しては「保険解除により責任財産を失った」と言い張ることは、明らかに矛盾している。

豊の責任財産(OAK 債権+その担保となる不動産)は、むしろ保全・拡大されているのである。

原告の詐害行為取消請求は、この客観的事実に照らして、棄却されることになる。

第 5 節 保険契約解除の実質的正当性の法的評価

保険契約処分に関する判例は、「保険契約の実質的価値」を重視する。これは、形式的権利と実質的価値の乖離が存在する場合、後者を優先する判例法理である。

本件において、東京海上との保険契約は、以下の理由により、実質的価値を完全に喪失し

ていた。

①保険者による違法な免責理由不開示と実質的不払い

②営業秘密(原価等)の漏洩による信頼破壊

③長時間聴取・録画等の強圧的調査による人格権侵害

これらにより、保険契約は「死んだ権利」と同然であった。

むしろ、豊が実質価値ゼロの権利を抱え続けることは、融資審査や取引信用に悪影響を及ぼすため、その解除は「合理的な経営判断」であり、「詐害性」ではなく「責任意識」の発露である。

第3章 被告吉田晟二の無過失性(医学的不可抗力と予見可能性の完全否定)

第1節 事故当日朝の「長距離正常運転」という決定的事実

本件事故が発生するまでの客観的事実について、以下に詳述する。

【時間帯】 事故当日の朝間

【出発地】 奈良県天理市(吉田の自宅)

【目的地】 大阪市中心部(本件工事現場)

【移動距離】 最短ルートで約 50km 以上

【運転者】 吉田晟二本人

【同乗者】 2～3 名の作業員

【運転態様】 吉田が自ら全運転業務を担当(アクセル・ブレーキ・ステアリング操作等)

【体調状況の客観的指標】

運転中および現場到着時まで、以下の事実が確認される。

a) 同乗者からの体調異常の指摘がない

同乗者の証言によれば、「吉田の運転は安定していた」「会話も普通で、異常な様子は見られなかった」「現場到着まで、何ら支障がなかった」

b) 現場到着時の作業員らからの指摘がない

現場到着時点で、周囲の作業員から吉田に対する体調不安のコメントはない。

c) 数十 km の長時間運転の正常な遂行

50km 以上の距離を、複数の作業員を乗せて、アクセル・ブレーキ・ステアリング操作を全て実行し、最終目的地に到達したという事実そのものが、当日朝時点における吉田の身体機能が完全に正常であったことの強力な医学的証拠である。

第2節 医学的に見た「長距離運転可能性」の意義

脳卒中、心筋梗塞、突然の意識消失といった、本件で問題となるような急性疾患には、一定の特徴がある。

【急性疾患の初期兆候特性】

これらの疾患が発症する前段階では、その兆候は「肉体的ストレス下」において、より顕著に現れる傾向がある。

すなわち、

「長時間の運転による精神的集中と肉体的疲労」

という、高度なストレス下では、

・軽度の頭痛や違和感は増幅される ・視覚的異常(かすみ目等)は顕著化される ・バランス感覚の異常は露呈される ・言語能力の不具合は顕著となる

等が、一般的である。

【逆説的推論：長距離運転正常遂行の医学的意義】

反対に、「50km 以上の長距離運転を、何ら異常なく正常に遂行できた」という事実は、

当日朝時点においては、これらいかなる急性疾患の兆候も存在しなかった ことの強力な医学的証拠となるのである。

判例における「既往歴や自覚症状がない場合」の過失否定論は、正にこの医学的知見に基づいている。

第 3 節 「高度の意識障害」の突発的発現と予見可能性の完全断絶

重機への乗車後、吉田に発生した現象は以下の通りである。

【客観的観察記録】

大阪警察病院の診断書：「意識消失」

救急隊員の記録：「高度の意識障害」

【「高度」という医学用語の意義】

医学的には、意識障害は重度に応じて段階分類される。

GCS(グラスゴー・コーマ・スケール)では、15 点(完全意識)から 3 点(深昏睡)まで分類され、「高度の意識障害」は、通常、GCS 8 点以下を指す。

この状態では、

・呼びかけに全く反応しない ・痛み刺激に対する反応も極めて限定的 ・自発呼吸のみで生命維持される危機的状态

【本人供述】

「パニックになり意識を失った」「気づいたら病院だった」「自分がいつ、どこで意識を失ったのか、記憶がない」

←完全な意識喪失状態の典型的供述

【目撃者供述】

「呼びかけに全く反応しなかった」「明らかに意識を失っている状態だった」「目が開いているが、こちらを見ていない」

【時間的順序の決定的重要性】

【朝：天理→大阪の運転】

↓ 完全に正常

【現場到着】

↓ (数分～数十分の経過)

【重機への乗車】

↓ その直後に「高度の意識障害」が突発的に発現

この時系列は、「運転中および現場到着時には、何ら予見可能な危険信号が存在しなかった」ことを、明確に示している。

第4節 「健康診断を受けていなかった」論法への戦略的対応

原告ないし一部の論者は、「吉田が定期的な健康診断を受けていなかった」ことを根拠に、「健康管理義務がある」と主張する可能性がある。

これに対する被告の方針：

「当該事実に敢えて正面から論ずることなく、論点を焦点化し、土俵そのものを変える。」

焦点化すべき唯一の論点：

「当日朝、事故発生までの客観的事実において、『意識消失の危険』が予見可能であったか否か」

これが唯一の法的問題である。

予見可能性の判断基準：

①実際に自覚していた症状があるか ②合理的に認識し得た身体異常があるか ③医学的に認識すべき危険信号があったか

本件においては、

①朝の長距離運転を正常に遂行→自覚症状なし ②運転中および現場到着時に異常兆候なし→認識し得ない ③医学的危険信号が存在しない→その危険信号はない

すべてが否定される。

健康診断を受けていなかったという事実は、「未来における潜在的危険の可能性」を示唆するに過ぎず、「当日朝における具体的な予見可能性」とは別問題である。

運転者に求められるべき注意義務は、「当時認識し得た、あるいは合理的に認識し得た危険」に対する対応義務に限定される。

本件では、そのような危険が存在しなかったのである。

第5節 交通事故判例における過失否定の傾向とその適用

交通事故に関する判例は、「突然の心筋梗塞・脳卒中・失神による事故」に関して、以下の傾向を確立している。

【判例の確立した規律】

「既往歴や自覚症状がない場合には、運転者の過失を否定する傾向がある」

その根拠：

- ①医学的な予見可能性がない場合、法的な期待可能性も否定される
- ②一般的な運転者が、当時の状況下で 取り得たであろう合理的行動と比較して、過失の有無を判断すべき
- ③突然の身体機能喪失に対する「超人的期待」を課することはできない

【本件への適用】

本件においては、吉田の立場は、交通事故の「運転者」よりもさらに有利である。

なぜなら、

- ①長時間の運転・操作を正常に遂行できていた点で、運転継続中の突発的事態ではなく、より予測不可能な状況だからである
- ②意識消失の発生タイミングが、「重機への乗車後」であり、運転業務とは別個の局面であるからである

このため、本件では過失否定がさらに強固である。

第 6 節 吉田晟二の過失評価の最終的確定

以上のすべての事実に基づき、吉田晟二の責任について、以下の通り評価される。

【医学的評価】

不可抗力による意識消失

【法的評価】

予見可能性の完全な欠缺

【結 論】

吉田晟二の過失は、ゼロである。（少なくとも、極めて軽微である。）

第4章 被告豊に民法 715 条の使用者責任が成立しないこと

（吉田晟二の二重身分と「事業の執行性」の観点から）

第 1 節 民法 715 条の枠組みと本件における争点の限定

1 民法 715 条の要件整理

民法 715 条は、使用者が被用者の行為に基づく不法行為責任を負う要件を規定している。その成立には、以下の四つの要件が必要である。

- ①「被用者」性：被用者と使用者との間に雇用関係（またはこれに準ずる従属的労働関係）が存在すること
- ②使用者による指揮命令・労働支配：使用者が被用者に対して実質的な指揮命令権・労働支配を有していること（実質的支配従属関係）

③被用者の行為が「事業の執行について」されたこと：被用者の不法行為が、使用者の事業の範囲に属し、かつその事業の執行として行われたこと（外形的関連性を含む）

④被用者の不法行為と損害との因果関係：被用者の行為と実際の損害との間に法的因果関係が存在すること

2 本件における争点の明示と限定

本件に関して、被告らが主張する位置付けは、以下の通りである。

形式面での事実認定：

被告らは、吉田晟二が株式会社豊の常勤取締役として登記されており、また豊の社会保険に加入していることを認める。この意味で、形式的には吉田が「豊の被用者」的立場を有していることを争わない。これにより、裁判所の不当な違和感や疑義を先制して解消する。

本件の真の争点：

しかし、本件事故当時の吉田の重機操作という具体的行為が、「豊の事業の執行」として行われたものであるかどうか、真の法的争点である。

具体的には、以下の二点に収れんする。

②実質的な指揮命令関係の不存在

→吉田に対して重機操作を命じ、現場における作業指示・安全管理を行っていたのは、OAK 彌榮とクリンクリンナラ（以下「クリン社」）であり、豊ではない。

③事業の執行性の欠如

→重機操作という行為は、豊の事業領域ではなく、クリン社の事業領域に属しており、豊の職務権限外の行為である。さらに、その行為から生じる利益・リスク・報酬は全てクリン社に帰属し、豊に帰属しない。

この二点を軸として、715 条の使用者責任が成立しないことを論証する。

第 2 節 吉田晟二の二重身分と業務区分の厳密な整理

1 吉田の複数の法的身分の存在

吉田晟二という一人の人間は、複数の独立した法的身分を同時に有している。

(1)クリン社における身分

吉田は合同会社クリンクリンナラの代表社員（執行社員）である。

その地位の意味：合同会社は、民法上の組合的性質を有する法人形態であり、代表社員は会社の最高意思決定機関として機能する。吉田が代表社員であることは、クリン社の事業方針・工事内容の決定、重機操作方法の決定等に対する最終的責任を有していることを意味する。

本件工事における地位：本件建物の躯体解体工事の請負人はクリン社であり（第 1 章で示した契約構造）、躯体解体工事の施工・重機オペレーションはクリン社の事業領域である。吉田が代表社員として重機を操作していたのは、まさにこのクリン社の自己事業の執行として行われたものである。

(2)豊における身分

吉田は株式会社豊の常勤取締役として登記されている。

その地位の意味：一般的な常勤取締役は、会社経営・経営方針の決定・技術管理等に関与する。

出向役員としての特殊性：しかし吉田の豊における地位は、正確には「クリン社からの出向役員」である。すなわち、吉田はクリン社の代表社員としての主たる身分を保有しながら、同時に豊においても常勤取締役として従事している状態であり、二つの会社の間での「身分の分割」が発生している。

出向契約に基づく業務区分：出向契約（あるいは社内規程）により、豊における吉田の職務は「会社経営・技術管理・対外折衝等の経営・管理レベルの職務」に限定されている。換言すれば、「現場作業員としての従事」はこの業務区分に含まれていない。

2 建設業法上の制約と職務権限外性

豊における専任技術者登録の意味

吉田は、豊において建設業法上の「専任技術者」（あるいは「管理技術者」）として登録されている。

建設業法 15 条・18 条の要求事項：同法に基づき、建設業者は工事現場に専任の技術者を配置しなければならない。この制度の趣旨は、現場での安全管理・技術管理を確保することである。

専任技術者の職務内容：専任技術者は、現場での技術的監督・安全指導・工事計画の承認等に従事する。決して、現場作業員として油圧ショベルを自ら操作する業務に従事するものではない。

豊の職務権限の限界：建設業法上、豊の常勤取締役・専任技術者たる吉田が「現場で作業員として重機を直接操作する行為」は、むしろ建設業法の趣旨に反し、禁止されていると言わざるを得ない。

豊内部規程による業務区分の明示

豊の就業規則・内部規程において、吉田の職務が「経営管理・技術管理・対外折衝」に限定されていることが規定されているはずである。

この業務区分に基づけば、重機操作という現場作業は、明らかに豊における吉田の職務権限外の行為である。

3 給与・社会保険・報酬構造による身分分離の確認

(1) 給与の構造

吉田は豊からも給与を受けている。これは形式的には「豊の常勤取締役」としての給与である。

しかし、重要な点は、本件解体工事そのものに対する対価（賃金・報酬）の構造である。

(2) 社会保険の加入状況

吉田は豊の社会保険に加入している。

この事実は、形式的には「豊が吉田を被用者として扱っている」ことの外形を示す。

しかし、社会保険の加入先は、出向契約等の技術的・事務的取扱いに過ぎず、それだけで「事業の執行」の帰属地を直接決めるものではない。判例・通説によっても、「誰が保険料を負担しているか」は判断要素の一つに過ぎず、そのみで事業の執行性が決まるわけではないことが確立している。

(3) 本件解体作業の対価構造: 決定的証拠

重機操作を含む本件解体作業に関する賃金・報酬は、全額クリン社から支払われている。この事実が、本件を評価する上で決定的に重要である。

理由: 事業の執行性を判断する際、最も客観的で説得力のある指標は「その行為から生じる利益・リスク・報酬が誰に帰属するか」である。本件では、解体工事代金、スクラップ売却益、アスベスト違約金特約等のリスク・利益がすべてクリン社に帰属し、吉田に対する報酬もクリン社から支払われている。

これは、当該行為が「豊の事業のため」ではなく「クリン社の自己事業のため」に行われたことの決定的証拠である。

小括: 形式と実質の乖離

被告らは、形式的には吉田が豊の常勤取締役であり社保も豊で加入していることを認める。しかし、出向契約による業務区分、建設業法上の職務制限、そして最も決定的な報酬帰属の構造から見れば、本件事故当時の重機操作行為は「クリン社の代表者として自己事業を執行していた」と評価されるべきなのである。

第3節 事故時の具体的指揮命令系統の実態

(実質的支配従属関係の否定)

1 現場における契約構造の再確認

第1章で示した三層契約構造を再掲する。

豊 ←→ OAK 彌榮(機材リース契約)

↓

OAK 彌榮 ←→ クリン社(躯体解体請負契約)

豊は機材の貸主にすぎず、施工統括・重機操作の指揮権限は OAK 及びクリン社側に帰属していることが、この契約構造から明らかである。

2 吉田に対する具体的指揮命令系統

重機操作という具体的な業務について、誰が吉田に対して指示を与えていたか、これが実質的支配従属関係を判断する最重要要素である。

(1) 重機オペレーターの選任者

本件解体工事の重機オペレーターとして吉田を選任したのは、誰か。

答え: 合同会社クリンクリンナラ(その代表社員としての吉田自身を含む)である。

豊は、吉田に対して「この現場で重機を動かせ」といった指示を出していない。

(2) 日々の作業指示・段取り・安全確認の系統

本件解体工事における日々の作業指示・工事段取り・安全確認等は、誰のラインで行われていたか。

OAK 彌榮の現場統括者及びクリン社の現場担当者のラインで完結している。

豊からの作業指示は、存在しない。豊が関与するのは、足場・機材の状態確認といった、機材供給者としての限定的な確認作業に過ぎない。

(3) 事故当日における豊からの指揮命令の有無

事故が発生した当日、豊の現場代理人・職長が存在したか。
存在しない。

豊側に現場にいる人間がいたとしても、その役割は足場・機材の安全状態確認に限定されており、吉田の重機操作に対して具体的指揮命令を行っていない。

3 豊における「指揮命令権」「労働支配」の不存在

実質的支配従属関係は、単なる形式的従属関係ではなく、事故当時の具体的な指揮命令系統と業務の目的・利益帰属を基準に判断されるべきである。

本件では：

指揮命令：クリン社及び OAK

利益・リスク：クリン社に帰属

豊の立場：足場・機材の賃貸人としての限定的関与

この状況下において、「豊による使用者責任を支える指揮・監督」は存在しないと言わざるを得ない。

豊が吉田の労働に対して有していた支配は、せいぜい「出向役員として会社経営・技術管理面での指導」に限定されるのであり、本件事故の原因となった「重機操作」という現場作業に対する実質的支配従属関係ではない。

第 4 節 吉田の重機操作は「豊の事業の執行」ではないこと

（職務権限外行為・他社事業のための行為）

1 「事業の執行について」の法的判断枠組み

民法 715 条が要求する「事業の執行について」という要件について、判例実務では以下の判断基準が確立している。

- ①その行為が使用者の事業の範囲に属するか
 - ②外形上、使用者の事業として行われたと第三者から見えるか
 - ③その行為による利益・リスク・報酬がどこに帰属するか
- これらを総合的に勘案して、「事業の執行性」が判断される。

2 豊の事業内容と本件重機操作のズレ

豊の本件における事業内容の定義

豊が本件で従事している事業は、OAK 彌榮に対する「足場・重機等の賃貸・仮設工事」である。

このことは、第 1 章で示した契約構造から明白である。豊と OAK 彌榮の契約は「機材供給契約」であり、豊が供給するのは「物品（足場・重機）」である。

躯体解体工事そのものの施工・重機オペレーションではない

躯体解体工事一式の施工は、クリン社の事業領域である。重機を誰がどのように操作するかは、OAK 彌榮とクリン社の契約領域であり、豊の事業領域ではない。

結論：重機操作は豊の事業範囲外

豊は物品（機材）を供給する者であり、その物品がどのような目的で、誰によって使用され

るかについては、豊の事業領域を超えている。豊が提供する機材が解体工事に使用されることは予見し得るとしても、それだけで「豊が躯体解体事業を自らの事業として実施している」と評価することはできない。

3 吉田の職務権限から見た豊としての立場

豊における専任技術者・管理技術者としての吉田

吉田は豊において建設業法 15 条・18 条に基づき「専任技術者」(あるいは「管理技術者」)として登録されている。

この登録の意味と制約

豊の工事現場には、この専任技術者の配置が法定されている。その職務は、現場での技術的監督・安全指導・工事計画の承認・技術的問題の対応等である。

決して、現場作業員として油圧ショベルを自ら操作する業務ではない。

むしろ禁止される職務範囲

建設業法の趣旨から見て、現場作業員として従事すること自体が、「専任技術者」としての職務と矛盾し、同法の趣旨に反するものである。

豊の内部規程等でも、吉田の職務が「技術管理・監督・対外折衝」に限定されているはずであり、現場作業員としての従事は明示的に禁止されているか、少なくとも職務権限外である。

結論:豊としての吉田の職務権限外行為

吉田が現場で重機を直接操作するという行為は、豊における吉田の職務権限から明らかに逸脱している。このような職務権限外の行為を、豊の「事業の執行」と評価することはできない。

4 利益・報酬の帰属から見た「他社事業性」

本件解体作業による経済的利益の帰属地

本件躯体解体工事による経済的利益は、以下の構造で成立している。

解体工事代金＋スクラップ売却益－アスベスト違約金特約上のリスク

これらの利益・リスクは、OAK 彌榮とクリン社の契約に基づき、クリン社側に帰属する。

豊が得る対価は、機材の賃料という固定的な金額に限定され、工事の成否・効率・利益から直接の利益を受けない。

報酬の帰属地

重機操作に従事した対価たる賃金・報酬は、全額クリン社が負担している。

豊が吉田に対して追加的な報酬を支払った形跡はない。

これは、当該行為が「豊の事業のためではなく、クリン社の自己事業のために行われた」ことを示す最も決定的な経済的事実である。

利益帰属と事業執行性の関連性

民法 715 条の責任根拠は、使用者が事業から得られる利益に対応する形で、その事業に関連する被用者の行為について責任を負うという、衡平性に基づいている。

本件では、解体工事による利益がクリン社に帰属し、豊には帰属しないのであれば、その

事業に関連する吉田の行為を「豊の事業の執行」と評価することはできない。

5 外形上の評価

現場における表示・契約書等の記載

工事現場の看板上, 契約書上の表示からも, 躯体解体工事の施工者はクリン社である。

豊は, 機材供給業者としてのみ位置付けられている。

第三者から見た外形的评价

第三者(隣接地の住民, 現場の労働者等)から見た場合, 吉田の重機操作は「クリン社代表社員としての解体工事遂行」と映るのであって, 「豊の社員として足場工事をしている」との外形は存在しない。

業界慣行から見た評価

建設業の業界慣行から見ても, 足場業者の社員が, 直接解体工事の重機を操作して利益を得るという事態は, 異例である。通常は, 足場業者は足場工事に, 解体業者は解体工事に従事する分業体制が取られている。

本件のように吉田がクリン社の代表社員として解体工事に従事する場合, 外形上もクリン社の事業執行と評価されるべきである。

小括: 多角的評価による「他社事業性」の確定

利益帰属・報酬負担・外形的表示・業界慣行の各観点から見ても, 吉田の重機操作行為は「クリン社の自己事業の執行」と評価されるべき性質のものである。これを「豊の事業の執行」と断定することはできない。

第5節 兼務役員・出向者に関する判例理論の当てはめ

1 兼務役員・出向者に関する一般的理論

問題の所在

複数の会社に役員として従事する者(兼務役員), あるいは他社から出向している者が, 事故を起こした場合, 「どの会社の事業の執行」として評価されるべきか, という問題がある。

この問題に対して, 判例実務は明確な指針を確立している。

判例の確立した基準

「形式上どの会社の役員・従業員であるか」ではなく, 事故当時の具体的な業務について, 以下の要素を総合的に見て「どの会社の事業の執行か」を判断する。

①誰の指揮命令下にあったか

②その業務の利益がどの会社に帰属するか

③人件費・作業対価を誰が負担しているか

④外形上, 第三者から見てどの会社の事業に見えるか

この判例理論は, 多数の裁判例に裏付けられている。

2 本件への具体的当てはめ

上記の三要素(厳密には四要素)に基づき, 本件を判断する。

(1)①指揮命令の帰属

事故当時、吉田に対して作業内容を具体的に指示していたのは、誰か。

クリン社の現場担当者及び OAK 彌榮の現場統括者である。

豊からは、具体的な作業指示がない。豊が関与するのは、機材の安全状態確認といった、限定的な範囲に止まる。

結論：指揮命令はクリン社側にあり、豊にはない。

(2)②利益・リスク帰属の分析

解体工事代金・スクラップ売却益：クリン社に帰属

アスベスト違約金特約上のリスク：クリン社に帰属

豊の対価：固定的な機材賃料のみであり、工事の成否から独立している

結論：事業の利益・リスクはクリン社に帰属し、豊には帰属しない。

(3)③報酬・コスト負担の分析

本件解体作業に対する報酬(賃金)：全額クリン社が負担

豊による報酬負担：存在しない

豊が負担する人件費：本件解体作業に直接関連する人件費は存在しない

結論：本件作業に対するコスト・報酬負担はクリン社側にあり、豊にはない。

(4)④外形上の評価(四要素目)

工事現場での表示：クリン社が施工者である旨が明示されている

第三者からの見え方：吉田の重機操作は、クリン社の事業に見える

契約書等の表示：躯体解体工事の請負者はクリン社である

結論：外形上も、吉田の行為はクリン社の事業として評価される。

3 兼務役員理論の適用による結論

上記四要素のいずれから見ても、吉田の重機操作行為を「豊の事業の執行」と評価する余地はない。

兼務役員に関する判例理論を踏まえれば、「どの会社の使用者責任を問うべきか」という問題については、答えは明白である。

使用者責任を追及すべき対象は「クリン社」であり、「豊」ではない。

豊は、機材供給業者としての地位に止まり、本件事故に関する使用者責任を負うべき立場にはないのである。

第 6 節 原告の反論類型とその排斥

(社会保険・常勤取締役・機材所有等の形式的要素に基づく反論への先制的対応)

被告らが上記の主張を展開すれば、原告側からは、以下のような反論が予想される。これらに対する先制的排斥論を、以下に示す。

1 反論類型①：社会保険は豊で加入している → 豊が使用者だ
原告の予想される主張

「吉田が豊の社会保険に加入しているのだから、豊が吉田の使用者であり、豊が使用者責

任を負う」との論理。

当該反論の破綻性

社会保険の加入先は、出向契約等の事務的・技術的な取扱いに過ぎず、事故当時の具体的な業務が「どの事業のために」「誰の指揮命令下で」行われていたかとは直結しない。

判例・通説による指摘

判例・通説でも、「誰が保険料を負担しているか」は判断要素の一つに過ぎず、そのみで「事業の執行性」が決まるわけではないことが確立している。

出向契約の一般的扱い

出向者が出向元の社会保険に加入し続けることは、出向スキームにおいて一般的である。これは、保険関連の事務手続きを一元化する便宜上の取扱いに過ぎず、当該出向者の実質的な「事業領域」を決めるものではない。

本件への適用

本件においても、吉田が豊の社会保険に加入していることは、形式的には豊との関係を示すが、本件事故当時の重機操作という具体的行為が「誰の指揮命令下で」「誰の利益のために」行われたかについては、何ら決定的な情報を与えない。

結論

社会保険の加入先という形式的要素のみをもって、「豊が使用者であり、責任を負う」と結論付けることは、論理的根拠を欠く。

2 反論類型②：吉田は豊の常勤取締役 → 何をしていても豊の事業の執行

原告の予想される主張

「吉田が豊の常勤取締役として登記されているのだから、吉田が行うあらゆる行為は豊の事業の執行である」との論理。

当該反論の法的破綻

常勤取締役であるからといって、「一挙手一投足が全て会社の事業の執行」になるわけではない。

兼務役員における行為区分

とりわけ吉田は、クリン社代表社員としても独立の事業主体であり、クリン社のために行う行為と豊のために行う行為とは明確に区分されている。

豊の内部規程による制限

豊の就業規則・内部規程において、吉田の職務が「経営管理・技術管理・対外折衝等」に明示的に限定されているはずである。

現場作業の禁止根拠

さらに本件では、豊としては専任技術者として登録されているため、現場作業員として従事することは建設業法の趣旨に反し、禁止されている。

結論

吉田は豊の常勤取締役であるが、その地位があるからこそ、逆に「豊としての職務権限内の行為」と「クリン社代表社員としての行為」とを明確に区分する必要があるのである。本

件の重機操作は後者に属し、豊の事業執行ではない。

3 反論類型③:豊が機材の所有者だから → 重機操作も豊の事業 原告の予想される主張

「豊が重機の所有者であり、その重機が事故を起こしたのだから、豊が事業執行者であり責任を負うべき」との論理。

当該反論の法的誤謬

機材の所有者であることと、その機材を用いた施工まで自らの「事業」として行っているかとは、別問題である。

第1章での契約構造の再掲

第1章の契約構造に示したとおり、豊はOAK 彌榮に機材を貸し、OAK 彌榮がクリン社に転貸している。

機材運用の権限帰属

よって、機材運用の具体的な方法(誰がどう操作するか、いかなる安全対策を取るか)はOAK・クリン社の領分であり、豊の事業領域外である。

賃貸人の一般的地位

建設業界における足場業者・機材リース業者の一般的地位を見ても、彼らは「物品を供給する者」であり、その物品がどのように使用されるか、誰が操作するか、いかなる事故が生じるかについて、直接的な責任を負うわけではない。

結論

豊が機材の所有者であることは認めるが、その事実から直ちに「豊がその機材を用いた解体工事を自らの事業として遂行している」という結論は導けない。

4 反論類型④:現場に豊の表示・看板があった場合の反論 原告の予想される主張(可能性)

「現場にヘルメットやトラックに『豊』という表示があったのではないか、あるいは豊の看板があったのではないか」との反論。

当該反論への対応

仮にそのような表示があったとしても、以下の理由により反論は成り立たない。

実質的判断の優位性

兼務役員・出向者に関する判例法理では、「外形的表示」よりも「実質的な指揮命令・利益帰属・報酬負担」が優先される。

本件の実質:多角的評価

本件では、以下の四要素が全てクリン社側を指しており、外形的表示だけでは覆せない。

①指揮命令:クリン社側

②利益・リスク:クリン社側 ③報酬・コスト:クリン社側 ④業界慣行上の評価:クリン社の事業

結論

外形要素(看板・標章)よりも実質的要素が優先される。豊の表示があったとしても、本件の使用者は「豊ではなくクリン社」である。

5 小括:形式面に関する反論の全体的評価

被告らが認めている形式的要素

被告らは、以下の形式的要素を認めている。

吉田が豊の常勤取締役であること 吉田が豊の社会保険に加入していること 豊が機材の所有者であること

これらは事実である。

しかし、形式的要素だけでは不十分

これらの形式的要素は、民法 715 条の核心要件である以下を満たすには足りない。

「実質的支配従属関係」の存在「事業の執行性」の存在

原告が提起する反論も、本質的には「形式的要素」に依拠しており、実質的な指揮命令系統・利益帰属・報酬負担という決定的な事実から正面から応答していない。

被告らの立場の論理的堅固性

被告らは、形式的に不利な事実を敢えて認めた上で、その形式的要素を超えて実質的に「豊の使用者責任が成立しない」という論理を構築している。

この論法は、論理的に一貫性があり、かつ兼務役員に関する判例法理とも整合的である。

第 7 節 結論:民法 715 条に基づく被告豊の使用者責任は成立しない

1 論理の多層的総括

被告らの法的主張の全体構造

第 1 章:契約構造に基づく豊の機材貸主的地位の確定 ↓ 第 3 章:吉田の医学的不可抗力による過失ゼロの立証 ↓ 本章(第 4 章):吉田の行為が豊の事業執行ではなく、クリン社の事業執行であることの立証 ↓ 使用者責任(民法 715 条)の不成立

多面的根拠の総合評価

- ①吉田には医学的不可抗力による意識消失があり、過失自体が認められない(第 3 章)。
- ②そもそも吉田の重機操作は、クリン社代表社員としての自己事業の執行であって、豊の事業の執行ではない(本章)。
- ③豊は、機材貸主・足場業者として限定された立場にとどまり、吉田への指揮命令権・労働支配を有していない(本章第 3 節)。
- ④兼務役員に関する判例理論に照らしても、本件事故は「クリン社の事業執行」として評価されるべきである(本章第 5 節)。

2 法的要件の充足性検査

民法 715 条の四要件に基づく最終評価

- ①被用者性:形式的には認めるが、実質的支配従属関係を欠く
- ②指揮命令・労働支配:事故当時は存在しない(指揮命令者はクリン社側)

③事業の執行性：本件行為はクリン社の事業執行であり、豊の事業執行ではない（利益帰属・報酬負担・指揮命令系統の全てがクリン社側）

④因果関係：豊の指揮命令権・労働支配が存在しないため、形式的には充足さえされない

3 最終的法的結論

上記の分析に基づき、以下が明白である。

民法 715 条の使用者責任に必要な「実質的指揮命令関係」「事業の執行性」はいずれも充足されず、被告豊に使用者責任が成立しないことは明らかである。

本件事故における使用者責任を問うべき対象があるとすれば、それは豊ではなく、クリン社である。

豊は、本件事故に関する民法 715 条の使用者責任を負わない。

これが、被告らの確固たる法的結論である。

第 5 章 原告の重大な過失（「予見可能性」主張のブーメラン効果）

第 1 節 原告主張の自己矛盾的構造の解剖

原告の訴訟主張には、根本的な矛盾が存在する。

【原告の主張内容】

「大型重機を用いた躯体解体工事であり、隣接建物の倒壊は、『容易に予見することができた』」

【この主張が含む論理的含意】

原告がこの主張をなす場合、以下を暗黙のうちに認めている。

「隣接地所有者であり、地域の纏め役等の立場である『自分たち』も、『同程度、あるいはそれ以上に』危険を予見することができた。」

【法的帰結】

「容易に予見できた危険」を自ら認識していながら、何ら具体的措置を講じなかった者が、訴訟において「予見できなかった他人」に対し 全責任を負わせようとするのは、

論理的矛盾であり、信義則に反する。

第 2 節 原告の優位な立場と情報優位性

1 隣地所有者としての立場

原告は、単なる第三者ではなく、隣接地の所有者である。

その立場において、原告は以下の優位を有していた。

①毎日、工事現場前を通行していた ②工事状況を間近で認識していた ③重機の動きを直接観察していた ④建物の揺れを身体で感じていた ⑤騒音の程度を毎日経験していた
これらは、他のいかなる第三者よりも、優位な「情報収集能力」を意味する。

2 地域の纏め役等の地位と実質的影響力

原告は、さらに「地域の纏め役等」として、以下の社会的資源を有していた。

①地元における調整役としての地位 ②工事関係者に対する発言力 ③OAK 彌榮や施工者に対する実質的影響力 ④行政との接点

これらの地位に基づき、原告は以下の行為を 実行することが可能であった。

①「工事中止」を求める ②「工法変更」を要求する ③「安全対策強化」を促す ④「行政への通報」をなす

3 細田氏(令和6年(ワ)第1826号)らとの比較による原告の過失の浮き彫り化

他の隣人である細田氏と、原告の行動は著しく異なる。

【細田氏の行為】

事前に「保険の有無」を確認した 一定の担保があることを確認してから工事を受忍した

【原告の行為】

保険の裏付けも確認しなかった 危険を認識しながら具体的措置を講じなかった「受忍」の選択をしながら事後的に全責任を転嫁しようとしている

この比較により、原告の「過失」が、極めて重大であることが明らかである。

第3節 「止めることができたのに止めなかった」不作為の法的重大性

1 原告に期待される合理的行動

原告が「倒壊は容易に予見できた」と主張するのであれば、原告に期待されるべき行動は以下の通りである。

①OAK 彌榮・施工者に対し工事中止を求める（地域の纏め役の地位を活用し、強く主張すること）

②行政(大阪市役所・保健所等)への相談（安全上の問題をレポートすること）

③警察への相談（必要に応じ、危険工事の実態をレポートすること）

④自己の建物補強（建物の応急補強、一時的非使用の検討等）

⑤最低限：何らかの自衛措置

2 実際の原告の行動

ところが、原告が取った行動は何か。

「そのような具体的措置を講じた形跡は、一切ない。」

原告は以下の「不作為」をなした。

①工事中止を求めなかった ②行政に相談しなかった ③警察に相談しなかった ④建物補強をしなかった ⑤いかなる自衛措置も講じなかった

そして、事故が発生した後になって初めて、

「危険は容易に予見できた」

と強調し始めたのである。

3 不作為過失の法的評価

自ら「容易に予見できた」と主張する者が、何もしなかったことは、「過失相殺上、極めて重大な『不作為過失』として評価されるべき」である。

法は、危険を知りながら、それを未然に防ぎ得た者に対し、「不作為の責任」を追及する。本件においては、原告こそが、その典型例なのである。

第4節 過失相殺・信義則・権利濫用論の展開と量的評価

1 過失相殺(民法722条2項)の適用

民法722条2項は、「被害者の過失」に基づく過失相殺を規定している。

本件における原告の過失の程度は、決して軽微ではない。

【原告の過失を基礎付ける事実】

- ①隣地所有者という優位な情報能力 ②地域の組長等という実質的影響力 ③「容易に予見できた」という自らの主張 ④それにもかかわらず、何ら具体的措置を講じなかったこと ⑤他の隣人(細田氏ら)と異なる消極的行動

【相殺の正当な比率】

最低でも30～50%の過失相殺が正当である。

過失競合が複雑化する場合(本件のような)、50%を超える相殺も法的根拠を有する。

本件では、吉田の無過失、豊の機材貸主的立場を考慮すれば、原告自身の過失比率が過半を超える可能性さえ存在する。

2 信義則上の制限(民法1条2項)

信義則は、権利行使に対する根本的な制約である。

原告の行為は、信義則に反する。

理由:

『予見できた』と強調しつつ、自己の防御措置や保険加入・確認を怠った者が、全損害を他人に転嫁しようとするのは、信義則に明らかに反する。」

また、「細田氏らのように保険確認をした他の隣人」との比較は、原告の信義則違反を一層鮮明にする。

3 権利濫用(民法1条3項)の射程

一般的には、裁判所は権利濫用の判断に慎重である。通常は、過失相殺で調整される傾向にある。

しかし、本件においては、

「原告の主張自体がブーメランとなっており、権利行使自体の相当性に疑義が生じている」という点で、権利濫用的評価の余地が存在することを、裁判所に提示する価値がある。

第6章 正当な反対債権による相殺(豊の損害賠償請求権の構成)

第1節 豊の反対債権(自働債権)の具体的内容と実損害

1 基本的債権(OAK 彌榮に対する確定的債権)

【a)未払い工事代金】

豊が過去に実施した足場・重機リース等の工事代金が、OAK 彌榮から未払いのままである。

具体額:複数の工事から累計で、数千万円単位

【b)本件事故に基づく設備損害賠償請求権】

本件建物倒壊事故により、豊が供給した足場・重機に生じた直接的損害。

具体額:数千万円単位

【c)追加工事・応急措置費用に基づく損害賠償請求権】

事故後の応急対応、補修工事の費用。これは OAK 彌榮の施工責任に基づく請求権である。

具体額:数千万円単位

【d)アスベスト違約金債権】

OAK 彌榮とクリンクリンナラの契約における違約金特約に基づく債権。実際にアスベストが発見されたため、確定的に成立している。

具体額:1 億円(確定額)

【e)隣接地復旧工事費用(丙47・48号証)】

豊が緊急避難的に立て替えた復旧工事費用。これは OAK 彌榮に対する正当な請求権である。

丙47号証:復旧工事業者からの請求書 丙48号証:豊による実際の支払い確認

具体額:数千万円単位

【債権総額の確定】

丙 49・50号証により、豊の OAK 彌榮に対する債権総額は、「5 億円を下らない」ことが明記されている。

2 二次的実損害(単なる法定利息ではなく、身を削った現実の痛み)

重要なのは、上記 1 の各債権に基づき、豊が現実には被った「二次的実損害」である。

これは単なる「利息計算」ではなく、以下のような、豊が「身を削って」被った実際の損害である。

【a)下請・協力業者への支払い遅延に基づく経営的打撃】

OAK 彌榮からの工事代金未払いにより、豊は下請業者に対する支払義務を果たせなくなった。

その結果生じたもの:

①下請業者との信頼関係の破壊 ②将来の仕事受注機会の喪失 ③取引先からの評価低下 ④融資審査への悪影響

【b)税金・社会保険料の延滞金】

工事代金不払いにより、豊は以下の支払期限に間に合わなくなった。

①法人税 ②消費税 ③社会保険料

その結果、これらの「延滞金」が累積している。

これは、単なる利息計算では測り得ない「実損害」である。

【c)高利借入による利息負担】

資金繰りが悪化した豊は、銀行融資が受けられず、消費者金融や高利の融資に頼らざるを得なくなった。

その高い利息は、OAK 彌榮の未払いが直接の原因である。

具体例:

①法定利息(銀行):年 3~5% ②高利貸し:年 15~20%(場合によってはそれ以上)

この利息差によるコストは、甚大である。

【d)経営困難による企業活動の縮小】

資金繰りの悪化により、豊は以下を余儀なくされている。

①新規プロジェクト受注の制限 ②従業員給与のカット ③雇用削減 ④事業縮小

これら全てが、OAK 彌榮の未払いに由来する実損害である。

3 对原告久野産業に対する債権

本件訴訟を通じて、豊が被る以下の損害は、原告に対する損害賠償請求権となる。

①内容証明相殺通知に基づく未払い工事代金 ②不当訴訟に基づく損害賠償請求(ただし、この点はサブ的扱いに留める)

第2節 復旧工事費用の法的性質(「ボランティア説」の根本的誤謬)

1 丙47・48号証の客観的事実

丙 47号証:復旧工事業者からの請求書 日付・工事内容・金額が明記されている

丙 48号証:豊による実際の支払い確認 銀行振込記録等により支払い事実が証明される
これらの証拠は、豊が「自腹で」復旧工事費を支払った客観的事実を示すものである。

2 「ボランティア説」への論理的反論

一部の論者ないし原告は、以下のように主張する可能性がある。

「豊が自腹で費用を支払ったのだから、それはボランティア的行為であり、損害賠償請求権の根拠とはならない」

これは、根本的に誤った議論である。

【正確な法的評価】

豊の行為は、「ボランティア」ではなく、「緊急避難的な立替え」である。

その法的根拠：

- ①OAK 彌榮に対する「工事代金請求権」 豊が代行して工事を完成させたため
- ②OAK 彌榮に対する「損害賠償請求権」 OAK 彌榮の施工不当により生じた損害
- ③原告に対する「求償権」 原告が本来負担すべき損害の一部を，豊が代替的に補填したため

3 相殺原資としての確定的評価

豊が既に支払った復旧工事費用は，

「原告の本訴請求債権と対当額で相殺し得る，豊の『自働債権』である。」

この点は，疑う余地のない法的事実である。

第3節 相殺請求の位置付けと階層的防御構造

1 相殺請求権の法的性質

相殺は，債権法における基本的な防御手段である。

その本質：

「相手方から請求された債権に対して，自己が相手方に有する対等額の債権を対抗することによって，相手方の請求を減額ないし消滅させる 法的手段」

2 被告らの抗弁の層構造

被告らの法的主張は，以下の層構造を有している。

【第一層：主位的抗弁】

豊の責任は法的に成立しない

理由：①詐害行為の成立要件欠如 ②機材貸主としての立場 ③因果関係の不存在

→原告の請求は全面棄却

【第二層：予備的抗弁(過失相殺)】

仮に豊に一部責任が認定される場合，原告の重大な過失により，30～50%の過失相殺を求める。

→原告の請求額は大幅に減額

【第三層：予備的抗弁(相殺)】

仮に過失相殺後の判断においても，豊に支払義務が残存する場合，豊の正当な反対債権(5億円超)により，相殺請求をなす。

→豊の実質負担額はゼロ～極小

3 複層的防御による「実質的勝訴」の達成

この三層構造により，

「仮に最悪のシナリオ(豊に責任あり)が発生したとしても，その場合でも，豊の実質的な経済負担をゼロに近づける」

という、強固な防御体制が構築される。

法的には「一部敗訴」であっても、経済的には「実質的勝利」を確保するのである。

第7章 結 論

第1節 本件紛争の本質的構図と誤った対立軸の正正

1 真の紛争の所在

本件訴訟を単純な「豊 vs 原告」の対立と理解することは、根本的な誤りである。

本件の真の紛争は、以下の二つの構図から構成される。

【紛 争 I】 豊 vs 東京海上

背信的保険者による不払い・営業秘密漏洩・強圧的調査

【紛 争 II】 豊・クリンクリンナラ vs OAK・エスリード

工事代金不払い＋不動産の詐害的譲渡

2 原告の真の位置付け

原告久野産業は、本件において、以下のいずれでもない。

× 「悪質な被告豊からの詐害行為の被害者」（詐害行為自体が存在しない）

× 「豊の安全配慮義務違反による不法行為被害者」（豊には元請施工者としての地位がない）

むしろ、原告は、

○ 「OAK の工事代金不払い」という「上流の問題」の被害者側であり、豊も同じく、

○ 「OAK の工事代金不払い＋東京海上の背信」という二重の被害者なのである。

3 誤った対立軸からの解放

現在の本件訴訟は、以下のような「誤った対立軸」のもとに展開されている。

「保険解除＝詐害行為」「豊＝元請施工者として責任者」

という、根本的な事実誤認に基づき、

「被害者同士が、不正な対立をさせられている」

という構図である。

裁判所は、この構図から目を覚ますべきである。

真の責任者は、

・東京海上（背信的保険者）・OAK 彌榮（工事代金未払い＋施工不当）

であり、豊および原告は、共に被害者側なのである。

第2節 裁判所に求める具体的判断

1 詐害行為取消請求の可否について

原告の詐害行為取消請求(民法 424 条)についての余地は、以下の理由により、全面的に棄却されるべきである。

【①詐害的処分行為性】 認められない

保険契約解除は、実質価値ゼロの権利処分であり、「合理的な資産組替え」にすぎない。

【②債権者被害】 認められない

豊の OAK 彌榮に対する 5 億円超の債権により、原告の請求額を大幅に上回る責任財産が確保されている。

【③無資力要件】 欠如している

豊は、OAK 債権+その担保不動産により、原告債権の弁済が十分に可能である。「保険がなければ払えない」という無資力は存在しない。

【④詐害意思】 欠如している

豊は復旧工事の実施、OAK 債権の回収努力等、「責任履行」に向かう行動をしており、詐害意思と両立しない。

【判決を求める】

仮に、原告の詐害行為取消請求があったとしても、全面的に棄却されるべき。

2 本件事故責任について

本件建物倒壊事故における責任関係は、以下の通りである。

【吉田晟二について】

①朝:天理から大阪まで、数十 km の長距離運転を正常に遂行 ②朝:現場到着時まで、異常の兆候なし ③直後:突如「高度の意識障害」が発現

→医学的不可抗力であり、過失はない。

【被告豊について】

①豊は OAK 彌榮への機材貸主にすぎない ②豊とクリンクリンナラの間には直接契約関係は存在しない ③豊には使用者責任の前提となる「指揮命令権」がない ④豊には元請施工者としての「現場統括義務」がない ⑤事故原因(意識障害による操作不能)と 豊の義務(引渡し時の機材安全)に因果関係はない

→豊の責任は成立しない。

【原告について】

①隣地所有者として、優位な情報能力を有していた ②地域の取り纏め役等として、工事を止めうる実質的影響力を有していた ③「容易に予見できた」と自ら主張している ④それにもかかわらず、何ら具体的措置を講じなかった ⑤細田氏らは保険確認等をしたが、原告はしなかった

→原告の過失は重大であり、30～50%の過失相殺が正当。

【判決を求める】

豊の責任は認められない。万が一、一部責任が認定される場合、原告の過失相殺+豊の反対債権による相殺により、豊の実質負担額はゼロまたは極小にとどまる。

第3節 本準備書面の役割と今後の訴訟運営

本準備書面は、被告らの法的立場を、以下の構造で提示するものである。

【第1～4章】

被告らの責任不存在の根拠を、法的に完全に遮断する。

【第5～6章】

仮に裁判所が何らかの負担を求める場合、その場合であっても、過失相殺+相殺により、実質的負担をゼロに近づける「複層的防御機制」を準備する。

この二段階の防御により、被告らは

「最高水準の法的正当性」と「最強の訴訟戦略」を結合させるものである。

以上、被告は、本準備書面における主張の正当性について、強固な確信を有するものである。

本訴訟において、

「誤った対立軸を正し、事実と法律に基づく正義を実現すること」

が、本準備書面の最終的使命である。

裁判所の賢明なる判断を切望するものである。

以上です。

令和4年(ワ)第1190号 損害賠償請求事件
原告 久野産業株式会社
被告 株式会社豊 外2名
参加人 東京海上日動火災保険株式会社
令和5年(ワ)第8023号 損害賠償請求事件
原告 久野産業株式会社 外6名
被告 株式会社豊 外3名

証 拠 説 明 書

【丙 47・48・49・50号証】

令和 7(2025)年 12 月 7 日

大阪地方裁判所第 25 民事部 2 係 御中

被告 株式会社 豊

代表者代表取締役社長 三村 勝美



号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙47	請求書(株式 会社海翔作 成) ～被告株式会 社豊宛～ (写し)	令和7年 1 月 1 日	株 式 会 社 海 翔	被告株式会社豊が隣接地の復 旧工事を実施したことを示す証 拠。本件工事に伴う事故により 隣接地に被害が生じ、被告が 自費で復旧工事を行ったことの 証拠。詐欺意思の不存在(責任 履行姿勢)を立証する。	
丙48	領収書(被告 から復旧工事 業者への支払 い) (写し)	令和7年 2 月 2 日	株 式 会 社 海 翔	被告株式会社豊による復旧工 事代金の実際の支払い状況を 示す証拠。被害回復に向けた 実質的な資金投入の事実を証 明。責任履行の一貫性を示す 重要な書証。	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙49	不動産処分禁止仮処分命令申立書 (写し)	令和 7 年 12 月 4 日	被告株式会社豊	被告らが OAK 彌榮らに対する工事代金・損害賠償請求権を有し、かつこれらの債権回収のため積極的な保全手続を講じていることを示す証拠。被告株式会社豊が OAK 彌榮に対する債権の実現に向けて法的手続を進めている事実を証明。責任財産の維持・拡大の意思、詐害意思の不存在を立証する。	
丙50	証拠説明書 (仮処分事件) (写し)	令和 7 年 12 月 4 日	被告株式会社豊	上記仮処分申立事件において被告らが提出した証拠説明書。被告株式会社豊が OAK 彌榮に対して有する複数の債権(工事代金, 損害賠償、損害金等)の具体的内容と, これらの債権額の合計が 5 億円を下らない額であることを示す証拠。被告株式会社豊の弁済資力・資産状況を明確に立証するとともに, 保険契約解除が責任財産の減少ではなく質的改善であることを証明する。	

令和4年(ワ)第1190号 損害賠償請求事件
原告 久野産業株式会社
被告 株式会社豊 外2名
参加人 東京海上日動火災保険株式会社
令和5年(ワ)第8023号 損害賠償請求事件
原告 久野産業株式会社 外6名
被告 株式会社豊 外3名

書 証 目 録

令和7(2025)年 12 月 7 日

大阪地方裁判所第3民事部合議3係 御中

被告 株式会社 豊

代表者代表取締役三村勝美



号 証	書証の名称	種 類	枚 数
丙47	請求書(株式会社海翔作成)～被告 株式会社豊宛～	写し	1 枚
丙48	領収書(被告から復旧工事業者への 支払い)	写し	1 枚
丙49	不動産処分禁止仮処分命令申立書	写し	8 枚
丙50	証拠説明書(上記仮処分事件)	写し	1 枚